

組合員向け Q&A

Q 組合員のメリットは何でしょうか？

A 組合員の場合、補助金の対象となったり、取扱手数料の手数料率が低く設定される場合があります。施業等に必要な場合、所有している山林の位置など、情報提供を受けることができます。山林や庭の木の伐採依頼があった場合は、原則として組合員の方の依頼が優先的に処理され、組合員割引が適用されます。また、情報提供として広報誌「森林組合だより」（年1回発行）をお届けしています。

Q 賦課金は毎年請求されますか？

A 賦課金は、組合員が共同で利用する①設備や②各種調査、③経営計画等の事務手続きのために使用されます。令和2年度以降は、事業収入で賄えているため賦課金をいただいております。

Q 出資証券を紛失した場合どうしたらいいですか？

A 出資証券の再発行はしておりません。

出資証券が必要となる場面がありますが、その際は「出資証券紛失届」をご提出ください。

Q 組合員が死亡した場合どうしたらいいですか？

A 「組合員死亡届及び相続人の加入申込書」により手続きをお願いいたします。

組合員の死亡により、脱退の手続きもできますが「山林を手放した」・「開発等により山林ではなくなった」などの理由でない限りは引き続き加入されることをお勧めします。

※脱退すると森林整備等の必要がある場合に当組合からの連絡が届かなくなる可能性があります。

Q 森林を所有している場合は必ず組合員にならないといけないのですか？

A 森林組合は任意の団体のため必ず組合員になる必要はございませんが、組合員のメリット等をご賢察のうえご検討をお願いいたします。